

ごみ処理行政について

「ごみ処理行政について、次のような視点から質問が行われました。」

質問：「ごみの発生抑制について」
質問：「マニフェストでは、ごみの発生抑制について触れられていないが、市長はどう考えているか。」

市長：「具体的なアイデアはまだこれからであるが、発生抑制は、※3Rの中で最重要であると考えている。」

質問：「発生抑制の一施策として、ごみの戸別収集及び有料化についてはどうか。」
市長：「戸別収集は市民サービス向上のための大事な施策であり、戸別に収集することと排出者責任が明確になる」としていききたい。

子育て・教育について

「子育て・教育について、次のような視点から質問が行われました。」

質問：「本市として小・中一貫教育を進めることについて、理念、考え方を伺いたい。」
教育長：「十一月の教育委員会でのこの件について話し合いが持たれ、その内容は、大きく次の三点であった。」

一点目は、義務教育九年間を見通した学習の連続性を重視して、各中学校区で取り組んでいる連携教育を入り口として、中学校区のニーズや実情に応じて、小中学校による共同実践のさらなる充実により、子供たち

の学びと育ちの連続性の保障を目指すこと。
二点目は、児童・生徒一人一人の豊かな学びにつながる学校づくりにより、心身ともに健康で、自ら考え行動できる人間性豊かな児童・生徒の育成を図ること。

三点目は、そのために、目指す子供像を設定して、小・中学校九年間を見通した指導内容及び指導方法等に関するカリキュラムの編成を行い、小・中学校の連携による共同実践の下に一貫した教育を実践していくこと。

と、何らかの措置を講じていく必要があると考えている。

質問：「焼却施設の整備について」
質問：「逗子市とのごみ処理広域化の現状を聞きたい。」
部長：「平成十八年に逗子市との間で、広域焼却施設を逗子市に整備することを含めた覚書を交わしたが、平成二十一年二月、逗子市長が既存焼却施設の延命化の方針を表明したことで、覚書の内容と現状との間で相違が生じており、覚書の見直しを検討している。」

質問：「名越・今泉の二焼却施設について、その現状はどうなっているか。」
部長：「今泉クリーンセンターは、いったん休止したものを再稼働した経緯があるため、稼働期限に関して地元町内会と覚書を締結している。この覚書を守るためにも、現在、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備を進めている。名越クリーンセンターについては、老朽化が進んでおり、逗子市の既存焼却施設延命化の方針を考慮する」としていききたい。

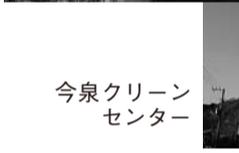
質問：「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備計画についてはどう考えているか。」
市長：「同施設の整備については、臭気対策など技術面も含めた懸念を少なからず聞いている。その一方で、平成二十二年三月ぐらいまでには概要を地元にお示しできると思っているので、一つ一つ丁寧に説明し、ご懸念を解消していきたい。」

と、何らかの措置を講じていく必要があると考えている。

質問：「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備計画についてはどう考えているか。」
市長：「同施設の整備については、臭気対策など技術面も含めた懸念を少なからず聞いている。その一方で、平成二十二年三月ぐらいまでには概要を地元にお示しできると思っているので、一つ一つ丁寧に説明し、ご懸念を解消していきたい。」



名越クリーンセンター



今泉クリーンセンター

と、何らかの措置を講じていく必要があると考えている。

質問：「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備計画についてはどう考えているか。」
市長：「同施設の整備については、臭気対策など技術面も含めた懸念を少なからず聞いている。その一方で、平成二十二年三月ぐらいまでには概要を地元にお示しできると思っているので、一つ一つ丁寧に説明し、ご懸念を解消していきたい。」

と、何らかの措置を講じていく必要があると考えている。

質問：「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の整備計画についてはどう考えているか。」
市長：「同施設の整備については、臭気対策など技術面も含めた懸念を少なからず聞いている。その一方で、平成二十二年三月ぐらいまでには概要を地元にお示しできると思っているので、一つ一つ丁寧に説明し、ご懸念を解消していきたい。」

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政機関に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、出資法の上限金利の引き下げや収入の3分の1を超える過剰貸し付けの禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が、平成18年12月に成立し、平成22年6月までに完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育の強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。

さらに、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者及び自己破産者が減少するなど、着実にその成果を上げつつある。

一方で、一部には、消費者金融の成約率が下がっており、真に借りたい人が借りられなくなっている状況に対して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調も見られるが、これは、再び自己破産者、多重債務者及びそれによる自殺者の急増を招きかねないものである。

よって、国においては、多重債務問題の解決が喫緊の課題であることを踏まえ、下記の事項を早急に実施するよう強く要望する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のための相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成21年12月18日

鎌倉市議会

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求めることに関する意見書

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人上ると推定されています。その約6割強がインフルエンザ菌b型（Hib）によるもので、約3割が肺炎球菌によるもので、この二つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病です。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容量投与しますが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなってきたことが指摘されています。

細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3～5%、肺炎球菌の場合で10～15%の患児が死亡しています。生存した場合でも10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性麻痺、精神遅滞等の後遺症を引き起こしています。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種にて予防することができます。現在ヒブワクチンは133カ国で定期予防接種とされています。また、肺炎球菌についても肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界93カ国で承認され、米国やオーストラリア等35カ国で定期予防接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しております。

日本では昨年12月に待望のヒブワクチンが導入されました。しかしながら任意接種で開始されたため、4回接種で約30,000円全額が保護者負担となり、経済的な理由で接種を躊躇うことも危惧され、一日も早い定期接種化が必要となっております。また、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）はようやく承認され、審査を経て来春にも発売のめどがたちましたが、こちらも4回の接種が必要となり、ヒブと合わせてと相当な額が保護者負担となり、接種に消極的になってまいります。

早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが必要不可欠であります。よって鎌倉市議会は政府と国会が下記2点を実施するよう強く要請するものであります。

- 1 速やかにヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、および敗血症）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。
- 2 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）についても、発売後速やかに定期接種化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成21年12月18日

鎌倉市議会

障害者自立支援法の応益負担の廃止を求めることに関する意見書

障害者自立支援法の施行から3年が経過し、今後、どのように見直ししていくかが問われている。この間、福祉サービスや自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）に導入された原則1割の「応益負担」が、サービス利用の抑制を招くなど、障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援が「益」であるとして重い負担を課せられることに、障害者本人やその家族から不安の声が上がっている。

また、事業所に対する報酬算出基準の変更や利用実績払い（日額払い）の導入等により、施設や事業所の経営が苦しくなり、施設の廃園や職員給与の引き下げをせざるを得ない状況が生まれている。

こうした中で、これまで政府は、利用料軽減を含む「特別対策」や「緊急措置」を実施してきた。さらに、今年3月に政府・与党が提出した障害者自立支援法改正案は、本格的な審議を経ることなく廃案になったが、改正案には「応益負担」に対する強い批判を受けて、現状の仕組みを踏襲しつつ、「応益負担」を見直し、「応能負担」を原則とする内容が盛り込まれていた。

そもそも、障害者が生きていく上で不可欠な福祉サービスや医療に対して過度な負担を求めることは、憲法や福祉の理念に照らして問題がある。すべての障害者が人間らしく生活できるよう、国連の「障害者権利条約」を踏まえた総合的な福祉政策を確立し、障害者福祉・医療の充実を図るべきである。

よって、鎌倉市議会は、政府と国会が障害者自立支援法の「応益負担」を早期に廃止し、「応能負担」に見直すよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成21年12月18日

鎌倉市議会